

議案第 61 号

議決第 号

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の件

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項に規定する協議について、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

始良市長 湯元 敏浩

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年鹿児島県指令市町村第1022号）の一部を次のように変更する。

別表第1第2項及び第3項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。